

昭和 47 年労働省告示第 16 号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件）の一部を改正する告示案の概要

1 趣旨

労災保険は、事業の種類ごとに労災保険率を定め、賃金総額にこの労災保険率を乗じて個々の事業が納付すべき保険料を算定している。

昭和 47 年労働省告示第 16 号は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、労災保険率表に掲げられた事業の種類の内容及び範囲を規定している。

「労災保険の事業の種類に係る検討会」で取りまとめられた報告書（平成 25 年 3 月 21 日公表）において、「製造業」及び「その他の各種事業」に係る事業細目の再編が必要であるとされたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

なお、当該報告書においては、製造業の業種区分について、「食料品製造業」と「たばこ等製造業」を統合すべきとの結論を得ていることから、上記告示改正とは別に平成 26 年度中に所要の徴収則改正を行う予定である。

2 改正の内容

- (1) 「製造業」に係る事業細目について、原則として事業細目を各事業の種類ごとに一つとすること。
- (2) 「その他の各種事業」に係る事業細目について、
 - ・ 新たに、「情報サービス業」を追加すること。
 - ・ 現行の「医療保健業」を、「医療業」と「社会福祉又は介護事業」に分離して、事業細目を設定すること。
 - ・ 新たに、「認定こども園」、「幼稚園」及び「保育所」を追加すること。

3 告示日

平成 26 年 2 月中（予定）

4 適用日

平成 26 年 4 月 1 日（予定）